關西大學新報

発行所
関西大学新報社
発行人　秋田進吾
編集人　筒井孝一

号外

開票禁止を大阪地裁へ

三学生が仮処分申請

「二十二日に予定の法三自治委員選挙開票は不正」と当該学生より大阪地裁へ開票禁止の仮処分申請をだない、十八日受理され、大きな波紋をもたらしている。現在、自治委選挙延期分が行なわれており、各方面から注目されている。

九日より行なわれている自治委員会選挙において二度の不祥事件が発生し、学内は混乱していたが十五日の法三自治委員選挙をめぐって西谷孝幸君（法三）が選挙管理委員会（委員長・井上淳一君（経四））を相手とり開票禁止の仮処分を申請した。

申請趣旨は、法三の選挙は無効であり、投票済用紙の占有を選管委から解き、申請人の依任する執行吏にその保管を命じたものである。

申請理由としては①選挙の公示期間が実質的に四日間しかなく、規約の七日前の精神に反する。②不正事実は選管委の義務を反脱し失したので、選挙無効第の大な過である。③開票は投票者の面前で開票を行う慣例に反し、その保管の公正を疑わしい。④学内において不正が問題になっているので、これを選管委で判断するのはおかしい。という四点であり、これに三名の陳述書が添付されてある。

申請書の受理も地裁では大学の自治を認めて、その詳細な説明を求めた上、行なわれた。

抗議集会を予定

民主主義を守る会では、法三選挙は不正であり無効なので開票には反対するとの立場で今までの選挙を中心に抗議集会を41教で二時限目に行うことになっている。

事態拾収に動く

このような事態の中で「民主主義を守る会」代表者五名は、さる二十日午前十時より学長、学生部長同課長らと会見し、学校当局と学生自治について話合った。

学長は「大学自治会の性質からいっても今回の仮処分申請事件は遺憾である。選挙事件についての問題は今後、学生部を仲だちとして妥当な妥協でなく、話合いで拾収したい」と語り、民主主義を守る会代表者も「目的は学内の正常化であり民主的に事態を拾収したい」と表明し、二十一日学生部が仲に入って選挙管理委員会と民主主義を守る会が話合うことになった。

また法三選挙で混乱

他学部生に投票紙渡す

22日に開票（法三）

五月十五日、時限目、法三の選挙場（四十一教室、定員三名）において二名の学生が中村選管委員に投票用紙の配付を受けていない事を告げ用紙を要求した。

選管委は提示された学生証の中を見ず裏表紙に確認印を押して返した。その時、すぐ側にいたK君とS君が投票用紙を受け取った学生も法三ではなく商二であった事を認め、中村選管委および斉藤監査委員長に報告したため、選挙場は一般学生の抗議の声で混乱しはじめた。

一般学生は選挙管委の無責任を追求し、選挙の無効を要求、抗議を続けたため混乱が増した。しかし委員会は一応を投票用紙を回収し選管委の手で保管することになった。そしてこの法三問題については検討の上、再度を決定すると報告して同教室を出た。

本年度自治委員会選挙は九日より行なわれてきたが、十日に法二（三六教室）十五日法三（四一教室）で不明朗な事件が発生した。このことは、問題が学友会の基本である自治委員選挙という学生の神聖不可侵の権利であるだけに遺憾である。

この事件をめぐっていろいろ論議されてきたが、ここで今回の選挙についての問題点をあげてみよう

まず選挙管理委員のあり方であるが、一週間の公示期間、学部年一教室という選挙方法なども、多くの学生を投票させるいう公正選挙を期すべき条件が欠けていたということである。たとえば立候補者名の公示さず、事前、選挙運動は一切許されなかったことなど、公明選挙を失した。

また、不祥事件の発生についても、これが、いかに一選管委員の不注意、過失であるとしても選挙管理委員会という公的機関である以上、この責任は、一選管委員の辞任のみでは免れるものではない。

論説

不祥事件から問題を一般学生の手に

行委員会その他の機関を選挙運動の妨害とするやり方こそ有権者たる学生を無視した態度であり、無責任な態度であろう

このような点から、今回の選挙は原則的に無効であり、当然公正なる再選挙が行われるべきである

しかし、これらの決定については各機関において議論するのみでなく、有権者たる一般学生の意志に基づくべきである

ことで、強く望みたいことは、現在の抽象的な規約をお互が振り回すことなく、学生としての信義と良識の上に立ってこのさい主権者たる学生に選挙を決定してもらうことが、学内の正常化への近道であり、大学自治の回復となるのであろう。

まして、過去の選挙で投票数が学生数を上回る事件もありまたその委員がそれまでの選挙を取扱ってきた以上、機関としての責任をとるべきである。

少なくとも選挙管理委員会自ら不信任動議がでているにもかかわらず、これらの審査をも選挙管理委員会で決し、これを非難、要望する拡大執

法三選挙は無効

拡大執行委員会で決議

執行部は去月十五日一時限目に法三の選挙場で起った事件を重視して同日授業終了後に拡大執行委員会を開いた。

この日は議事の混乱を避けるため一般傍聴も監査委員も入室をさせないままに佐野君の司会で議事を運んだ。結局三十六教室の事件は別として四十二教室の事件だけに問題を絞り、一選管の不正は選挙の意味をなさないものであるから白紙撤回を選挙と「選管委の過失であり不正でないから当然有効」という意見とに対して挙手による裁決が取られ松五対三を持って前者の意見が決定された。（なお中村管選委員はこの日事件の責任を取り委員長に辞任を申し出ている）

選挙はすべて有効

選挙管理委員長　井上　淳二

今定度自治委員選挙については実施中者手の問題が生じた。議論は各方面にあるようであるが選挙管理委員会としてはいたい次のようにこれらの問題を解釈している。

一、選管委は公正な立場に立ち学友会員に従って選挙運動を管理するものである。

一、この見地に立つ時、今年度選挙の実施中に技術的な面で失敗のあったことは認める。しかし、その責任は明らかにされており、選挙全体に何の影響も及ぼしていない。

一、執行部の選挙干渉、監査委員長の選挙妨害に対しては、選管委から厳重に抗議した。

一、選管委は合法的になされており、すでになされた選挙の白紙撤回を要求するのは、選挙法の根本精神と原則に違背する。

一、選管委では現在既なされている選挙を公正かつ速やかに実施する覚悟である。この点に関して全学友諸君の支持と信頼を期待したい。

新自治委員の選出により昭和三十七年度の学友会活動が一日も早く軌道に乗ることを希望するものである。

一九六二年五月一八日

私の立場

今回の選挙は当初から規約を無視して行なわれたものであり、さらに多くの違反事実が摘発されている以上全ての選挙が無効であり、選管委は直ちに解散すべきものであると考えている。即ち会にあたっては選挙細則案八条の精神に違反して連休をはさんだため実質は四日間しかなかった。そして投票も一選挙区分に一教室しかなされず、同時刻に他の講義を受けている有権者は現実に投票権を行使できず、同細則二条、三条に違反していることも明らかである。三十六教室や四十二教室で発見された不正事実は、氷山の一角である。選管委は選挙運動を管理するとともに、今後もあゆる手段で不正と闘うことを誓うものである。

一、選管委は公正な立場に立ち学友会員に従って選挙運動を管理するものである。

一、監査委員長の言動は正当な職務、即ち財務監査の範囲を逸脱し、選挙の運動を妨害している。

一、執行部の選挙干渉、監査委員長の選挙妨害に対しては、選管委は学友諸君の支持と信頼を期待する覚悟である。

最低の常識を守れ

関大の民主々義を守る会　三井　輝隆

選挙権のない部員を投票場へ送りこむなどの不正を行なったのである。われわれの活動の目的は特定候補者の利益のためではなく、有権者の選挙権を擁護し、学内における最低線の民主主義をやろうと意図したからであり、運動部員はけっして当選が危いとみると、投票用紙の水増しや、定のクラブの部員だけで選挙をやろうと意図したのである。

選管委に関するわれわれの活動は本来ならば選管委の行なうべきことであるわれわれはイデオロギーの違いを超越して一致団結、非常識と暴力に対決している。学内のあらゆる問題は最終的には主権者たる学生の意志によって決せられるべきである。

今日まで学友のみなさんから寄せられた物心両面の御支援に感謝するとともに、今後もあゆる手段で不正と闘うことを誓うものである。

私の声

学友会をわれらの手に

あいた口がふさがらないとはこんなことをいうのではないか。小生は本学に席を置き、それゆえに五〇〇円也の大金を納めている者としての権利を行使したいと思ってこの投票をした。幸か不幸か、小生は本学に入学以来どの部にも属していないのではったいな勢力争に加らずに済んでいる。

しかし今度の選挙をみているとはやはりそれは単なる部の対立とは解し難いものがある。選管委は少なくとも常識で考え得る中立の態度ぐらいは取ってほしいと思うのだが、第三者としてみてもその常識を疑いたくなる。こんな学友会に五〇〇円も払っているのかと思うとなさけなくもある。それ以上にこのような無茶なことが行なわれる大学に在籍していることがなさけない。われわれは少なくとも常識程度は通用する学友会にするためには第三者に訴えてでもやってほしいと考えるのである。

（法三S生）

分らぬ選管委員

学内は選挙の不正で混乱しているらしいけれども、どうなどによって知ることによると選管委がまだ選挙を続けているのはどうもブに落ちない。自分が行なった選挙に不満がある。それは記名の終った投票用紙を手つかみして全く選挙の秘密をおかしてみたり、人を選ぶ際最も参考になる演説がたった二分で何もわからないままで選挙を行なってしまう選管委であるので不正も事実と判断して相違ないと思う。もう一度皆が納得できる選挙をしてほしい。

このような状態が続けば授業もスムーズに進まない。

（法明文を読んでいた学生、法二O生）

声明

今回の自治委員選挙に際して単なる選挙管理委員の不正行為に対する拡大執行委員会の動きをも無視した態度は、遺憾にも一学生に司法機関への法三不正選挙の開票禁止仮処分申請にまで追つめてきた。

選管の独立性は不備な規約のために成立していない。選管委は学友会活動の正常化のために諸機関の意見をとり入れ、今回の仮処分申請の社会的責任者員って、大学の自治を回復するために正しい方向へ協議して行動するよう望むものである。

一九六二年五月二十一日

関西大学新報社